

川崎市交通局営業所長会議設置要綱

(設置)

第1条 川崎市全域におけるバスネットワーク及び地域交通環境の形成を推進することを目的として、営業所相互並びに営業所及び局が自動車運送事業に関することを協議するため、営業所長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、営業所長、自動車部長をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、自動車部長が主催する。

2 会議は、年2回以上開催する。

3 会議は、必要に応じ直営営業所を構成員とする直営営業所長会議を開催することができる。

(協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 安全・安心な輸送サービスに関すること。

(2) お客様サービスに関すること。

(3) 営業所事業の実施に関すること。

(4) その他、自動車運送事業に係る必要な事項に関すること。

(関係職員等の出席)

第5条 会議は、必要に応じて関係職員その他関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、交通局自動車部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。